方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

N　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 6 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

O　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

P　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

Q　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

R　都市モノレール事業及び案内軌条式鉄道事業（以下この表において「モノレール事業等」という。）を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 52 年度以降の各年度において発行を許可された都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

算式Ⅳ

$$\frac{B \times 0.5 + C \times 0.285 + D \times 0.285}{563\text{円} \times A}$$

算式Ⅳの符号

A　測定単位の数値

B　国が行う第二種(A)空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）第 1 条の規定による改正前の空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2

方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発行利率に相当する利率として計算した額として総務大臣が通知した額

N　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 6 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

O　地下高速鉄道を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 13 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

P　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

Q　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し補助する財源に充てるため平成 14 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

R　都市モノレール事業及び案内軌条式鉄道事業（以下この表において「モノレール事業等」という。）を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため昭和 52 年度以降の各年度において発行を許可された都市高速鉄道事業債（平成元年度までに償還を終了したものを除く。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第 3 の 10 に定める率を乗じて得た額

算式Ⅳ

$$\frac{B \times 0.5 + C \times 0.285 + D \times 0.285}{750\text{円} \times A}$$

算式Ⅳの符号

A　測定単位の数値

B　国が行う第二種(A)空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）第 1 条の規定による改正前の空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2